

## 令和2年度加古川市保育所等利用者負担額基準表（令和元年10月改定）

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）	
		満3歳未満保育認定子ども	
		標準時間	短時間
1	生活保護世帯等	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯	0円	0円
3	市町村民税均等割課税世帯	14,000円 (6,500円)	13,000円 (6,000円)
4	1円以上48,600円未満の世帯	1	17,000円 (8,000円)
		0	16,000円 (7,000円)
5	48,600円以上57,700円未満の世帯	1	23,000円 (8,000円)
		0	22,000円 (7,000円)
6	57,700円以上64,700円未満の世帯	1	23,000円 (8,000円)
		0	22,000円 (7,000円)
6	64,700円以上77,101円未満の世帯	1	25,000円 (8,000円)
		0	24,000円 (7,000円)
7	77,101円以上80,800円未満の世帯	1	25,000円
		0	24,000円
8	80,800円以上97,000円未満の世帯	1	27,000円
		0	26,000円
8	97,000円以上121,000円未満の世帯	1	32,000円
		0	31,000円
9	121,000円以上145,000円未満の世帯	1	36,000円
		0	35,000円
10	145,000円以上169,000円未満の世帯	1	40,000円
		0	39,000円
11	169,000円以上301,000円未満の世帯	1	54,000円
		0	53,000円
12	301,000円以上397,000円未満の世帯	1	64,000円
		0	62,000円
13	第1階層から第12階層までのいずれにも属さない世帯	74,000円	72,000円

◆満3歳以上教育・保育給付認定子どもの利用者負担額は無償です。（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子どもは除きます。）

注1 上表の利用者負担額は、4月から8月分は平成31年度（令和元年度）、9月から翌年3月分は令和2年度の市町村民税額（一部を除く税額控除は適用しません。）を基に算定します。

注2 教育・保育給付認定保護者が属する世帯が次のいずれかに該当し、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合は、表下段の（ ）に掲げる負担額となります。 上表内

- ひとり親で満3歳未満保育認定子どもを監護している場合
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯
- 特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者を有する世帯
- その他、特に困窮していると市長が認めた世帯

注3 同一世帯から2人以上の子どもが下記の対象施設を利用または入所しており、下記の別表の第1欄に掲げる子どもが保育所等に入所している場合は、第2欄により計算して得た額をその子どもの利用者負担額とします。

対象施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所、情緒障害児短期治療施設（「児童福祉法」に定める）</li> <li>・認定こども園、家庭的保育事業等</li> <li>・幼稚園、特別支援学校幼稚部</li> <li>・児童発達支援及び医療型児童発達支援（「児童福祉法」に定める）</li> <li>・企業主導型保育施設（「児童福祉法」「子ども・子育て支援法」に定める）</li> <li>・居宅訪問型児童発達支援（「児童福祉法」に定める）</li> </ul>
------	--

別表	第1欄	第2欄
	ア 上記施設を利用または入所している小学校就学前子ども（該当する子どもが2人以上の場合は、そのうち最年長のもの。）	利用者負担額基準表に定める額
	イ 上記施設を利用または入所しているア以外の小学校就学前子ども（該当する子どもが2人以上の場合は、そのうち最年長のもの。）	利用者負担額基準表に定める額に0.5を乗じて得た額
ウ 上記施設を利用または入所している上記以外の小学校就学前子ども	0円	

注4 教育・保育給付認定保護者が属する世帯の市町村民税所得割合算額が57,700円未満であり、特定被監護者等（※）が2人以上いる場合は、注3別表を次のように読み替えて適用します。 上表内

第1欄…ア欄削除、イ欄「特定被監護者等のうち小学校就学前子どもより年長の者が1人のみで、上記施設を利用または入所している小学校就学前子ども」、ウ欄「特定被監護者等のうち小学校就学前子どもより年長の者が2人以上おり、上記施設を利用または入所している小学校就学前子ども」 第2欄…ア欄削除  
※特定被監護者等とは、教育・保育給付認定保護者と生計を一にし、教育・保育給付認定保護者に監護される者等のことをいう。

注5 注2に該当する世帯における注4の適用については、注4中「57,700円」とあるのは「77,101円」とし、負担額は別表の規定に関わらず0円とします。 上表内

注6 年齢区分は、令和2年3月31日時点の年齢です。

◆年度途中で誕生日を迎えても、その年度内の利用者負担額の年齢区分は変わりません。

本書は「加古川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める規則」を簡略化して作成しており、言葉の定義などは関係法令・規則の例によります。